

無料又は低額診療のご案内

この制度は、経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないように、できるだけ経済的負担を軽減し、適切な医療を提供することを目的としたものです。（社会福祉法第2条第3項）



医療費でお困りの方は、 まず、ご相談ください。

済生会鹿児島病院では、経済的な理由で診療を受けることができない方(生計困難者)を対象に、診療費の減免を行っています。 受診を控えたり、受診回数を減らすことのないように、まず、ご相談ください。お申し出は、地域医療連携室（1F受付）へお願いします。

※減免対象者は次のとおりです。

低所得(市町村民税非課税世帯・均等割世帯)で、医療費支払いが困難な方
要保護者や行旅人等(ホームレス)で、医療費支払いが困難な方
DV被害や人身取引被害により、一時的に保護されている状態で所持金がない方 など
(世帯収入が生活保護基準の1.2倍以下を目安としています)

※所定の手続き(面談、所得の確認等)を経て、本制度の適用について
決定します。お問い合わせは、地域医療連携室 担当者までお願いします。
プライバシーは厳守します。



《診療科目》

内科 消化器内科 循環器内科 呼吸器内科 放射線科 腎臓内科 透析内科

済生会鹿児島病院

〒892-0834 鹿児島市南林寺町 1-11 TEL 099-223-0101

問い合わせ 平日(日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時まで 担当:地域医療連携室

※他医療機関を受診中の方は、担当医とご相談の上、紹介状をご持参ください。